コーポレート・ガバナンスに関する報告書

2025 年 10 月 16 日 G Tホールディングス株式会社 代表取締役会長兼CEO 牟田 成 問合せ先: 管理部 03-6426-7851

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

- I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報
- 1. 基本的な考え方

当社は株主の負託に応えることが企業経営の基本的使命であり、さらに顧客、従業員等の多くのステークホルダー(利害関係者)に対しても、それぞれの責任を果たしていく必要があると認識しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が不可欠であり、またそれを有効に機能させることが企業価値を増大させるための経営上の重要な課題であると考えております。

また、当社のコーポレート・ガバナンス体制は原則として、当社の取締役がグループ子会社の代表取締役、 を兼務しており、グループ子会社を含めた事業戦略策定、経営管理ならびに経営資源の最適配分を行ってお ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2④ 議決権電子行使プラットフォームの利用】【補充原則 3-1② 英文開示】 当社の株主構成を踏まえ、現時点においては議決権の電子行使を可能とする議決権電子行使プラットフォームの利用や英語での情報開示等は行っておりません。今後、株主構成が変化した場合は、必要に応じて検討を進めてまいります。

【原則4-2、補充原則4-2① 経営陣の報酬】

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は基本報酬(固定報酬)のみとしており、現時点においては中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬などの導入予定はありません。次市場へのステップアップのタイミングで、それら報酬の必要性も含めて、当社にとって最適な役員報酬制度の在り方について、継続的に検討を進めてまいります。

【原則 5-2 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【補充原則 5-2 ① 事業ポートフォリオに関する基本的な方針】

当社グループは、ブランド品買取・販売事業、質屋業、時計修理事業、オークション事業などを営んでおります。当社は純粋持株会社として、取締役会にてグループ全体の経営計画を定めておりますが、事業ポートフォリオの見直しや経営資源の配分については世の中の環境変化を見極めた上で機動的に実施することとしており、それら方針は定めておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は現在、政策保有株式を保有しておらず、今後も保有しない方針です。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者取引は原則行わない方針としています。やむを得ず実施する場合は、その取引が会社 や株主共同の利益を害することがないよう、取締役会において十分な協議行うこととし、取引実施後は継 続的なモニタリングを実施することとしています。

【補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保】

<多様性の確保についての考え方>

当社では、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等において多様性を確保することは、当社グループの企業価値向上のために重要であると考えております。そのため、性別・国籍・年齢・入社形態を問わず、当社グループの企業価値向上に資すると考えられる豊富な知識・経験・能力を持つ人物を管理職として選任する方針です。

<多様性の確保についての自主的かつ測定可能な目標と状況>

(1) 女性の管理職への登用

当社グループ全体の女性比率は51%で、管理職における女性比率は38%です(2025年3月31日時点)。 今後は、女性管理職比率30%を維持することを当社グループの目標とし、多様性の確保に努めてまいります。

(2) 中途採用者の管理職への登用

当社グループ全体で管理職における中途採用者の比率は100%です(2025年3月31日時点)。現時点でもその多様性が確保されていることから、測定可能な目標を定める必要性はないと考えております。

<多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針>

■人材育成方針

当社グループは、従業員の成長が企業全体の発展につながり、その結果として企業の成長が従業員一人ひとりの更なる成長を促進するという認識のもと、優秀な人材の継続的な確保も含む人材育成には計画的、積極的に取り組んでおります。

■社内環境整備方針

当社グループは、多様性、人格と個性を尊重するとともに、事業活動の全ての局面で、健康、安全に配慮した働きやすい職場環境の整備に取り組んでおります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では現在、企業年金制度を導入しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (i) 当社は、経営理念を「確かなものを いつまでも 価値あるものに」と定め、循環型社会の実現に貢献しています。
- (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「I.1. 基本的な考え方」 等に記載している通りです。
- (iii) 取締役の報酬を決定するに当たっては、本報告書「Ⅱ.1【取締役報酬関係】 」に記載している通りです。
- (iv) 当社は取締役候補者の指名に当たり、その方針と手続きを以下の通りに定めております。

(1) 取締役の選任基準

- ①株主をはじめとするステークホルダーの負託に応え、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する 十分な経験と専門性を有すること
- ②取締役として相応しい人格・見識に優れていること
- ③職務の執行について多角的な見地で経営を客観的に分析、判断し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えていること
- ④洞察力・先見性を有しバランスのとれた経営感覚を有していること
- ⑤当社グループの経営全体を俯瞰する立場から、本質的な課題やリスクを把握する能力等を有し、適時適 切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること
- ⑥会社法 331 条に定める取締役の欠格事由に該当しないこと
- ⑦社外取締役候補者については当社の独立性判断基準を満たしていること

(2) 取締役の解任基準

- ①会社法 331 条に定める取締役の欠格事由に準じた事態が発生した場合
- ②反社会的勢力との関係が認められた場合
- ③職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められた場合
- ④職務の遂行状況やその他の客観的事実に基づきその機能を十分発揮していないと認められた場合
- ⑤取締役の選任基準を満たさないと認められた場合

(3) 取締役の選・解任手続き

- ①取締役の選・解任は株主総会の決議による。
- ②株主総会に提案する取締役候補者は取締役の選任基準や取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、取締 役会において決定する
- ③取締役の解任にあたっては、取締役の解任基準に該当する場合等、取締役会において審議するものとし、 株主総会に提案する取締役の解任議案については取締役会において決定する

(v) 当社は、取締役候補の選任理由を株主総会招集通知に掲載しております。

【補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み等】

当社グループは、サステナビリティをビジネスモデルそのものと位置付け、経営理念である「確かなものを いつまでも 価値あるものに」のもと、製品の修理やメンテナンスを通じてリユース製品の価値を最大限に引き出し、循環型社会の実現に貢献しています。

当社グループの中核事業であるリユースを通じて、国内外でリユース文化の普及を推進するためには、公 正かつ健全な市場の構築が不可欠であることを認識しています。

そのため、当社グループは公正なサステナビリティの追求を推進し、持続可能な企業価値の向上を図りながら、持続可能な社会の実現に向け、取り組みを推進してまいります。

【補充原則4-1① 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は職務権限規程を制定し、取締役会、代表取締役会長兼CEO、取締役社長執行役員兼COO、管掌 役員などの権限を明確に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたって、東京証券取引所が定める独立性基準に従ってその独立性を判断しております。

【補充原則4-10① 指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は、取締役及び執行役員等の選解任並びに報酬決定に関する透明性と客観性を確保するため、任意の 「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。

同委員会は社外取締役を主要構成員とし、委員長は社外取締役が務めております。

取締役会は、同委員会の答申を踏まえ意思決定を行うことにより、独立社外取締役が実質的に関与する体制を確保してまいります。

【補充原則4-11① 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模の考え方及びスキル・マトリックス】

当社は、適切な意思決定を行うために、取締役会構成メンバーの多様性を確保するとともに、適正な取締役会規模の維持にも努めております。取締役会は、豊富な業務経験を有する社内取締役と、高い専門性を有し経営陣を監督する社外取締役で構成されており、知識、経験、能力等のバランスを総合的に考慮しております。また、各取締役の知識や経験、能力等を一覧化したスキル・マトリックスを策定し、本報告書にて開示しております。

【補充原則4-11② 取締役の兼務状況】

当社は、取締役の兼任状況について招集通知等に掲載しております。

【補充原則4-14② 取締役のトレーニング方針】

当社は、以下の通り「取締役に対するトレーニングに関する基本方針」を定めており、取締役に対しトレーニングの機会及びその費用の支援を提供しています。

<取締役に対するトレーニングに関する基本方針>

- 1. 当社グループの取締役(社外取締役を含む。以下同じ)の就任の際には、役割や法的責任を正しく理解 し、その役割に応じて必要な経営に関する知識、財務、組織等に関する情報や遵守すべき法律知識、内部 統制・コンプライアンス、情報セキュリティ等を十分に理解する機会を設けるものとする。
- 2. 社外取締役は、当社の事業部門等から事業に関する説明を受ける機会を設けるものとする。
- 3. 取締役は、社会・経済情勢や、企業として対処すべき課題に関する研修の機会を設けるものとする。
- 4. 当社グループは、取締役に対し、その役割・責務を果たすのに必要と考えられる知識や知見を継続的に補完・拡充するとともに、法的な義務と責任の理解と知識の更新を行うことを目的としたトレーニング機会の提供・斡旋を行うものとし、外部での研修等に関しては必要な費用を支援する。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、以下のとおり「株主等との対話に関する基本方針」を定めています。

<株主等との対話に関する基本方針>

1. 株主等との対話を統括する取締役等の指定

当社は、株主等との建設的な対話を実現するため、代表取締役会長兼CEOが中心となり、取締役CFO 及び管理部がこれを補佐し推進します。

2. 対話を行うための体制

当社は、管理部を中心に関連各部門と連携をし、開示情報の検討及び共有並びに作成を行うなど、株主等との建設的な対話に向け連携します。

3. 対話に関する取組

当社は、株主等との対話の手段として、定時株主総会、当社ウェブサイトによる情報開示などを実施し、 当社の経営方針・戦略や業界環境に関する理解を深めていく活動を行います。

4. 社内へのフィードバック

当社管理部は、株主等からの重要な意見や懸念を把握した場合、取締役・経営陣及び関係部門等へ、適切にフィードバックを行います。

5. インサイダー情報の管理

当社は、株主等との対話において、一部の特定者に重要情報を開示することがないよう、「適時開示規程」 及び「インサイダー取引防止規程」を定め、重要情報の管理を徹底するとともに、情報取扱責任者を選定 し、重要情報の外部漏洩防止及び内部者によるインサイダー取引の未然防止に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)	
牟田 成	3, 420, 900	73. 74	
前田 剛志	885, 000	19. 08	
濱田 沙希美	79, 600	1.72	
野中 大典	45, 600	0. 98	
渡邉 智浩	36, 000	0.78	
金澤 俊雄	20,000	0. 43	
小松 裕輔	20,000	0. 43	
小林 弘幸	20,000	0. 43	
向後 雄章	20,000	0. 43	
小川 晃	20,000	0. 43	
鈴木 大輔	20,000	0. 43	

支配株主名	牟田 成
-------	------

親会社名	_
親会社の上場取引所	_

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	5月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引が発生する場合には、その必要性・合理性を十分に検証の上、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

_		

- Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	取締役 8名以内
	監査等委員である取締役 4名以内
定款上の取締役の任期	取締役(監査等委員である取締役を除く。) 1年
	監査等委員である取締役 2年
取締役会の議長	代表取締役会長兼CEO
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

丘力	氏名 属性	会社との関係(※1)										
以 名		a	b	c	d	е	f	g	h	i	j	k
西村 由美子	弁護士								0			
久保 文子	公認会計士											
外山 照久	弁護士・公認会計士											

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h.上場会社の取引先(d、e 及び f のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	監査	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	等委	役員		
	員			
西村 由美子	0	_	当社と西村由美子氏が所属す	西村由美子氏は、弁護
			る飯田綜合法律事務所との間	士として豊富な経験と
			で顧問契約を締結しておりま	幅広い見識を有してお
			すが、同法律事務所の総収入	ります。同氏は、これま
			に占める当社顧問料は僅少で	で直接会社経営に関与
			あることから、本顧問契約に	された経験はありませ
			特別の利害関係はなく、また、	んが、これらの弁護士
			社外取締役としての独立性を	としての高い専門的知
			阻害するものではないと判断	見及び経験により、客
			しております。	観的な立場から当社経
				営執行を監督し、当社
				経営執行に対して適切
				な提言と監督を行って
				いただけるものと判断
				し、監査等委員である
				社外取締役候補者とし
				て適任と考えておりま
				す。
久保 文子	0	_	該当事項はありません。	久保文子氏は、公認会
				計士として豊富な経験
				と幅広い見識を有して
				おります。同氏は、公認
				会計士としての高い専
				門的知見及び経験によ
				り、客観的な立場から
				当社経営執行を監督
				し、当社経営執行に対
				して適切な提言と監督
				を行っていただけるも
				のと判断し、監査等委
				員である社外取締役候
				補者として適任と考え
				ております。

外山 照久	0	_	該当事項はありません。	外山氏は、公認会計士
				及び弁護士としての高
				度な専門性に加え、複
				数の企業における社外
				監査役・監事としての
				実務経験を有しており
				ます。監査法人及び法
				律事務所における豊富
				な経験を通じて、企業
				の法務・会計・ガバナン
				スに関する深い知見を
				培っており、当社の監
				査等委員として、法令
				遵守や内部統制の強
				化、経営監督体制の充
				実に大きく貢献いただ
				けるものと判断し、監
				査等委員である社外取
				締役の候補者として適
				任と考えております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員	社内取締役	社外取締役	委員長(議	
		(名)	(名)	(名)	長)	
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役	

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び	なし
使用人の有無	

現在の体制を採用している理由

監査等委員長を選任しており、同委員長が中心となって内部監査部門と連携をとり、監査を行う体制と しております。

なお、監査等委員会が求めた場合には、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を任命、配置 することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査及び監査等委員会監査は、それぞれの監査が連携・相互補完し合うことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき監査を実施しております。会計監査人との連携状況に関しては、内部監査担当及び監査等委員会が適宜情報、意見交換等を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委	あり
員会の有無	

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長(議長)の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称		指名報酬委員会				
全委員	常勤委員	社内取締役	社外取締役	社内有識者	その他	委員長
(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称		指名報酬委員会				
全委員	常勤委員	社内取締役	社外取締役	社内有識者	その他	委員長
(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の指名および報酬等に係る手続の公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	選任していない
---------	---------

その他独立役員に関する事項

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の	ストックオプション制度の導入
実施状況	

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的にストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	当社取締役,当社従業員,子会社取締役,子会社従業
	員

該当項目に関する補足説明

上記のストックオプション制度導入の目的に照らし、当社取締役及び従業員、並びに子会社の取締役及 び従業員に対して幅広くストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

2025年5月期における役員報酬の総額は124,494千円を支給しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
	1

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除きます。) の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は基本報酬のみとし、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額の決定に際しては、職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月均等に支給する。その額は、役位、職責、在任年数に応じて 他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える

時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬のみとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、基本報酬のみとする。

5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容については、代表取締役会長兼CEO 牟田 成氏が委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職責を踏まえ基本報酬の額を決定することであります。同氏に委任した理由は、当社及び当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を決定するには代表取締役会長兼CEOが適任であると判断したためであります。

【社外取締役のサポート体制】

専従スタッフはおりませんが、管理部において適時サポートする体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役(うち監査等委員である取締役3名)で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、「職務権限規程」、「取締役会規程」その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

b. 監查等委員会

当社は監査等委員会制度を採用しており、3名(うち社外監査等委員である取締役3名)で構成されております。

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。 また、監査等委員である取締役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適 宜必要な意見を述べております。

c. 会計監査人

当社は、東光有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年5月期において監査を執行した公認会計士は中川治氏、杉本拓司氏の2名であり、いずれも継続監査期間は7年以内であります。また、当該監査業務に係る補助者は、公認会計士6名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

d. 内部監査

当社の内部監査は、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が主管部署、内部監査室室長を内部監査 責任者として業務を監査しております。各部の監査結果及び改善点につきましては、内部監査室より代 表取締役に対し報告書及び改善要望書を提出する体制をとっております。

e. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、四半期ごとに事業を取り巻くさまざまなリスクに対する検討と対策を講じており、適宜取締役会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化及び迅速な意思決定を実現するため、2023 年8月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による
	佃足就奶	説明の有無
実施していない	-	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	_

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2023年8月30日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

a. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための

体制、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの経営に係る重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」 に則り毎月1回以上開催する「取締役会」において行う。
- (2) コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け「リスク・コンプライアンス管理規程」を定める。管理部は、当社グループのコンプライアンス体制を統括し、当社グループの従業員に対する教育や啓蒙活動を推進する。
- (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事案の社内報告制度として、「内部通報規程」を定め、管理部、監査等委員会、顧問弁護士を窓口とする。
- (4) 内部監査担当者は、内部監査に係る諸規程に従い、当社グループに対する内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査責任者が代表取締役会長兼CEOへ監査の結果を報告する。
- (5) リスク管理、コンプライアンス、危機管理体制その他内部統制に必要な制度は、当社グループ全体を対象とするものとする。当社は業務運営全般を統括するとともに、子会社の自律性を尊重しつつ、内部統制システムの整備、運用を支援し、各社の状況に応じてその管理にあたる。
- (6) 内部監査担当者は、当社グループに対する監査を計画的、かつ網羅的に実施する。グループの事務規律の状況を把握し、必要に応じて改善する。
- b. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報につき、「文書管理規程」その他当社グループ全体に適用される社内規 程に従い、適切に保存及び管理を行う。
- c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理に関しては、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、リスク管理 担当役員を取締役CFOとすると同時に、リスク・コンプライアンス委員会を設置しリスク管理を効果 的かつ効率的に実施する。リスク・コンプライアンス委員会の議事内容は、適宜取締役会に報告するも のとする。

- d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は、当社グループ全体の事業戦略の企画・立案、経営資源の最適配分及び戦略の進捗管理を 行う。また、当社は当社グループ全体の事業価値の向上を図るため、子会社に対して必要かつ適切な経 営指導、管理等の提供を行う。
- (2) 迅速で効率性の高い組織運営の実現を目指し、適宜、子会社への権限移譲を進めるとともに子会社役員及び部門長等のミッションを明確にする。一方で、当社の「取締役会」による経営状態の監視及び執行状況の監督、監査等委員会による業務監査を通じ、ホールディングス体制の下で執行と監督機能の分離を意識した経営を推進する。
- (3)業務執行については「組織規程」、「職務権限規程」等の諸規程に従い、業務の責任者とその責任、各会議で決議可能な範囲を明示することにより統制する。
- e. 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は配置していないが、監査等委員会が

求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命、配置する。

- (2) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
- (3)監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人への指揮命令権は、監査等委員会に移譲された ものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けない。また、当該取締役及び 使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取する。
- f. 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する 恐れがある場合、法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社の 監査等委員会に報告するものとする。
- g. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利な扱いを受けないことを確保する ための体制

内部通報制度を含め、当社の監査等委員会へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止する。また、その旨を当社グループの役員、従業員に周知徹底する。

h. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。) について生ずる費用 の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関す る事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用 の請求等を行ったときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、迅速に 対応をする。

i. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。また、監査 等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を 強め、監査の実効性の向上を図る。

- i. 財務報告の適正性を確保するための体制
- (1)会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を子会社を含めて構築する。
- (2)各社の個別決算書類は当社グループ各社の経理部門が作成し、連結決算書類は当社の管理部が作成する。開示書類については当社グループ各社の経理部門と連携しながら当社の管理部が取りまとめる。会計処理プロセス、見積りや評価の妥当性、開示書類の記載内容の適正性について、監査等委員会、監査法人による監査を実施する。
- 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは取引相手方に対し、以下の事項を確約します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- (2) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員またはこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力

ではないこと

- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、取引を行うものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して、取引に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

また、「反社会的勢力等排除規程」及び「反社会的勢力等の調査実施要領」に従い、関係行政機関や 法律の専門家と緊密に連携し、反社会的勢力に対して組織全体として速やかに対処できる体制を整備 いたします。

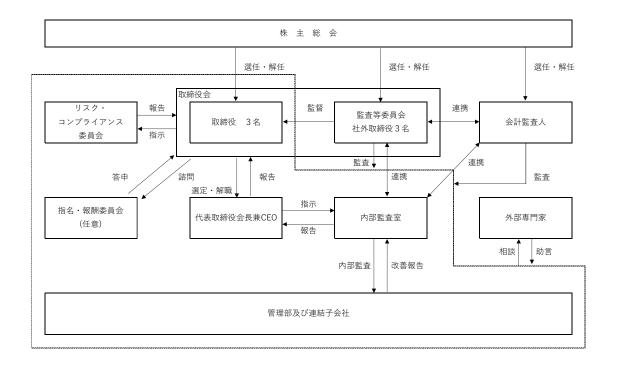
V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

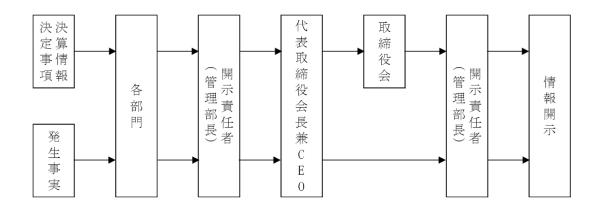
- 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
- (1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次の通りであります。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制のフローは、次の通りであります。



【取締役のスキル・マトリックス】

氏名		当社に	企業	経営戦	マーケ	財務·	IT • DX	人事·	グロー	法務・ガ	ESG •
		おける	経営	略・立	ティン	会計•		労務・	バル	バナン	サステナ
		地位		案	グ	ファイ		人材育		ス・リス	ビリテ
						ナンス		成		クマネ	イ・多様
										ジメン	性
										١	
牟田	成	代表取締役	•	•					•		•
前田 剛	志	取締役		•	•			•			•
矢野 義	E 雄	取締役	•			•	•				•
	由美子	社外取締役									
西村 由		監查等委員									
久保 文	文子	社外取締役									
△		監查等委員				•					
外山 照	照久	社外取締役									
		監查等委員									

以上